

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、一般住宅の塗装工事等の業務に従事していたところ、同年〇月〇日、2階建て住宅の塗装工事中に濡れていた屋根に足を滑らせ転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「鼻骨骨折、右眼窩骨折、左脛骨高原骨折、頸部捻挫、右上腕骨遠位端骨折」等と診断され、同病院において手術とともに入院加療し、その後、同年〇月〇日、D病院に転医し、「左脛骨高原骨折、右上腕骨遠位端骨折」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、特殊な性状の疼痛であるカウザルギーの存在を主張するため、当審査会において改めて一件記録を精査したが、請求人の主訴のほかには、明らかにカウザルギーを疑うような疼痛の原因とされる検査所見及び医師の所見等の医学的根拠を見いだすことができない。

また、請求人らは、末梢神経障害性疼痛及び非がん性慢性疼痛等に関して、全く障害認定に評価されていない旨主張するが、当該神経症状を含め請求人に残存する障害の程度は決定書理由に説示のとおりであり、当審査会としても障害等級第8級が妥当であるものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第8級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。